

西宮市環境影響評価専門委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)に規定する西宮市環境影響評価専門委員会(以下「委員会」という。)の運営に関して、必要な事項を定める。

(開催の周知)

第2条 委員会の開催が決定されたときは、原則として開催日の1週間前までに次に掲げる事項を市のホームページに記載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 審議事項
- (3) 公開・非公開の区分
- (4) その他必要と認める事項

(委員会の公開)

第3条 委員会は原則として公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認める場合又は、委員会を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、議決により非公開とすることができる。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は10人とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、別に定員を定めることができる。

(傍聴の手続き)

第5条 委員会の傍聴を希望する者は、開会予定時刻の30分前から開会予定時刻の10分前までの間に、開催場所の傍聴受付において、申し出なければならない。ただし、傍聴者が、前条に規定する定員に達していないときは、この限りではない。

- 2 傍聴者は、前条に規定する範囲内で、先着順により決定するものとし、傍聴の申し出者が定員に達したときは、申し出ることができない。
- 3 前項の規定により傍聴を認められた者は、受付において傍聴証(様式第1号)の交付を受けることにより傍聴できるものとする。

(傍聴証の着用等)

第6条 傍聴者は、傍聴証を着用しなければならない。

- 2 傍聴証は、交付当日に限り有効とする。
- 3 傍聴者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 会長は、傍聴者に、資料を配布するものとする。

- 2 傍聴者は、委員会の終了後、前項の規定により配布された資料を返却しなければならない。ただし、あらかじめ返却を要しないものとして配布された資料については、この限りではない。

3 会長は、第3条の規定により非公開とされた情報（以下「非公開情報」という。）を含むものであると認めるときは、当該非公開情報に係る部分を区分して除いたものを配付することができる。

（傍聴することができない者）

第8条 次のいずれかに該当する者は、傍聴ができない。

- (1) 銃器、棒、その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 異様な服装をしている者
 - (8) その他委員会を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- （傍聴に関する順守事項）

第9条 傍聴者は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会中の発言、質問等は認めない。
- (2) 委員会における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (4) はち巻き、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 飲食または喫煙をしないこと。
- (7) 写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (8) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (9) みだりに傍聴者席を離れないこと。
- (10) その他、委員会の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

2 傍聴者は、委員会が非公開とされたときは、会場から退場しなければならない。

（秩序維持）

第10条 会長は、傍聴者が前条の規定に違反する場合は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

（議事録の調製）

第11条 会長は、議事録を調製し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 委員会の開催日時及び場所
- (2) 委員の出席状況及び出席した職員の職氏名
- (3) 委員会の内容

(4) その他委員会において必要と認めた事項

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、環境局環境総括室環境企画課（環境学習都市推進）において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

年度第 回西宮市環境影響評価専門委員会

傍 聴 証

No. _____